

抗議声明

2017年5月26日
福井から原発を止める裁判の会
代表 中嶋哲演

大飯原発差止訴訟福井地裁判決も島崎氏証言も無視しての

大飯原発・審査合格に強く抗議する。

2017年5月24日、原子力規制委員会は、関西電力大飯3.4号機は新規制基準に適合しているとの審査書を決定しました。私たちはこの決定に強く抗議します。

4月24日、大飯原発差止訴訟の控訴審において、元原子力規制委員会委員長代理で地震動評価の責任者であった島崎邦彦氏が、「入倉・三宅式による基準地震動は過小評価であり、許可すべきではない」と貴重な証言をされました。規制委員会はこの証言を全く無視して、過小評価の基準地震動のままで適合審査を許可しました。しかし審査に「お墨付き」を与えただけで「安全」とは言い切っていない等無責任極まりない審査の決定です。

2011年3月11日の福島第1原子力発電所の事故によって、かけがえのない故郷やこれまでの生活を犠牲にし避難せざるえなかった方々、避難もできず故郷に留まり多大な葛藤を抱えながらも健康被害を危惧せざるえない方々、このような多く犠牲から何ひとつ学ばない原子力規制委員会の「再稼働ありき」の審査の姿勢に怒りを禁じえません。

振り返れば、2014年5月21日の大飯原発差止福井訴訟福井地裁判決では、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。」と言い切って差止めを認めました。再び多くの犠牲を払う事態を起こしてはならないという深い反省に立った判決です。私たちは控訴審の審理において、島崎邦彦氏の基準地震動の過小評価の問題提起の重要性を訴え、また地震学者をはじめ歴史学者や考古学者などの本格的な調査を求めています。

このような無責任な審査が決定されようとも、福井、関西、全国の方々と連携し、再稼働を止めていきます。